

会津美里町投票区の再編に関する提言書

令和8年5月25日

会津美里町投票区再編検討委員会

1 はじめに

本委員会は、本町の投票区のあり方について、人口減少、少子高齢化の進展及び投票行動の変化等を踏まえ、将来にわたり持続可能で公平な投票環境の確保を図るため設置され、現地調査の実施、有権者や選挙事務従事者からの意見聴取を行うとともに、未来の投票環境も見据え、多角的な視点から協議を重ねてきた。

本町においては、平成17年10月の旧町村において設定された30投票区が約20年間維持されてきたが、この間、有権者数は減少し、期日前投票は大幅に増加するなど、投票行動は「当日に投票する」から「都合のよい時に投票する」へと大きく変化している。

一方で、投票区ごとの当日投票者数には大きな差が生じ、最小投票区では20人台にとどまるなど、投票区数と投票実態との間に乖離が生じている。また、投票所の多くが集会所等であり、バリアフリー、空調、駐車場などの施設環境面での格差も顕在化している。また、移動手段や施設環境等の違いにより、有権者ごとの投票のしやすさに差が生じている状況も課題となっている。

このような現状を踏まえ、本委員会は、単なる効率化ではなく、有権者の投票する権利を実質的に保障する観点から検討を行い、次のとおり提言する。

なお、本提言は、本町における将来の投票環境の方向性を示すものであり、具体的な制度設計、実施方法及び実施時期等については、町選挙管理委員会において、十分な検討及び検証を行った上で、実施計画として整理されたい。

2 基本理念

「投票所は遠くなっても、あなたの1票は遠ざけない。」

「誰もが安心して投票できる投票環境へ」

本再編は、投票所数の維持を前提とする従来の考え方から転換し、投票環境の質を重視することにより、有権者の投票機会を実質的に保障することを基本理念として提言する。

この基本理念の実現に向けては、単に投票所までの距離のみで投票環境を捉えるのではなく、バリアフリーの環境、施設の安全性、移動支援、共通投票所等を含め、誰もが安心して投票できる公平で持続可能な投票環境の構築を目指すこと。

3 現状と課題

本再編に関し、本委員会において整理した課題は、次のとおりである。

(1) 制度と投票実態の乖離

当日投票者数は大幅に減少する一方、投票区は維持されており、実態に即していない。

(2) 非効率な運営構造

投票所は投票者数に関わらず一定の人員配置が必要であり、人的資源の確保及び費用対効果の面で課題がある。

(3) 投票環境の格差

集会所等を利用した投票所では、段差や空調設備、駐車場の有無などに差があり、安心して利用できる環境が確保されていない。

(4) 投票機会の不均衡

移動手段に制約のある有権者にとって、投票所までの距離や環境が投票の障壁となっており、有権者ごとの投票機会に差が生じている。

4 基本的な方向性（3つの転換）

本町の投票環境を取り巻く状況は、人口減少や高齢化の進展、期日前投票の増加等により大きく変化している。

一方で、現在の投票区制度は、人口増加時代の投票所配置を基本としていることから、投票区ごとの有権者数や当日投票者数、施設環境等に差が生じている。

また、投票所までの距離に加え、施設の安全性やバリアフリー環境、移動手段の確保等により、有権者ごとの「投票のしやすさ」に差が生じている状況にある。

このため、従来の「投票所数の維持」を重視する考え方から転換し、誰もが安心して投票できる環境を持続的に確保する観点から、投票区再編を進める必要がある。

よって、投票区再編の実施にあたっての基本的な方向性は、次の3つの転換を基本として、本再編に取り組むこと。

(1) 数の転換（投票区の適正化）

投票行動及び当日投票者数の実態を踏まえ、投票区を再編し、適正な規模へ見直すこと。

(2) 質の転換（投票環境の整備）

投票所を公共施設へ集約し、バリアフリー、空調設備、駐車場等を備えた環境を確保することにより、誰もが安心して投票できる投票環境を実現すること。

(3) 手段の転換（投票機会の確保）

移動が困難な有権者に対し、移動支援を重点的に実施することにより、「投票に行けない」ことを理由とした棄権をなくすこと。

5 再編の進め方に関する提言

(1) 段階的な投票区再編の実施

急激な環境変化による混乱を避けるため、段階的に投票区再編を進めることが適当である。

第1段階は、投票環境の適正化を目的とし、現行の30投票区について、投票実態や施設環境を踏まえ、公共施設への集約を基本とし、5箇所への再編を行うことが望ましい。

第2段階は、持続可能な投票環境への最適化を目的とし、急速に進展するICT技術の活用や通信環境の整備等の諸課題について整理し、有権者が投票区に縛られず町内のどの投票所でも投票が可能となる「共通投票所」の導入に併せ、3箇所への再編を行うことが望ましい。

併せて第1段階の再編後における投票実態、期日前投票率、共通投票所運用に係る投票環境等を総合的に検証した上で、投票環境のさらなる最適化を図るため、第2段階への移行を判断すること。

◆投票区再編の実施（案）

段階	投票区数	備考
現行	30 箇所	
第1段階	5 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎(じげんプラザ) ・宮川小学校 ・本郷地域づくりセンター(本郷庁舎) ・本郷第2体育館 ・新鶴地域づくりセンター(新鶴庁舎)
第2段階	3 箇所 (すべて共通投票所)	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎(じげんプラザ) ・本郷地域づくりセンター(本郷庁舎) ・新鶴地域づくりセンター(新鶴庁舎)

(2) 公共施設への集約

投票所は、安心して利用できる環境を確保する観点から、公共施設を基本とすること。

(3) 共通投票所の導入

将来的には、投票区に関係なく投票できる共通投票所の導入を図り、場所にとらわれない投票環境を構築すること。

(4) 移動支援等の重点実施

移動支援については、一律ではなく、真に必要な有権者に対して重点的に実施する「公平性」の確保を最優先とする考え方にに基づき行うこと。これにより、これまで投票の意思がありながらもやむを得ず投票を断念していた有権者の投票機会を確保すること。

その移動支援の実施にあたっては、限られた資源及び財源を有効に活用し、公平性と持続性を両立した仕組みとすることが重要である。さらに、制度構築にあたっては、新たな負担を過度に生じさせることなく、既存の移動サービスを最大限に活用することで、制度の持続性を確保するとともに、利用促進や地域貢献といった事業者側のメリットも生まれる仕組みとして構築すること。

また、中山間地域等における投票機会の確保に加え、高齢者等の移動負担及び心理的負担の軽減並びに投票環境の激変緩和策を講じることにより、誰もが安心して投票できる環境を確保することが重要である。このため、投票区再編に伴い投票所までの距離が遠くなる自治区や、移動に不安を抱える有権者に配慮するため、地区集会施設等を活用した移動期日前投票所の検討を進めること。

(5) 有権者への丁寧な情報発信と選挙に参加する気運の醸成

投票区再編の成果を上げるためには、有権者の理解と投票行動が不可欠であり、その前提として理解促進が重要な鍵となる。このため、投票区再編の趣旨、投票所の変更内容、移動支援制度の利用方法等について、丁寧かつ分かりやすい情報発信に取り組むとともに、若年層等の選挙に参加する気運の醸成に取り組むこと。

6 再編により期待される効果

本提言に基づく再編により、次の効果が期待される。

- 投票機会の確保及び拡大
- 投票環境の格差解消と安心して利用できる環境の確保
- 投票行動の変化への対応
- 人的及び財政資源の効率的な活用
- 将来にわたり持続可能な選挙執行体制の確立

7 おわりに

本委員会は、本提言が有権者の視点に立った投票環境の整備として着実に実施されることを強く求めるものである。

再編にあたっては、町選挙管理委員会において、有権者の不安や負担感に十分配慮し、地域の実情を踏まえた丁寧な説明と継続的な対話を行いながら、本取組を進めること。

そして、再編により新たに生じる課題に対しては、柔軟かつ継続的に対応されたい。

本町における選挙が、有権者の投票する権利を保障するため、公平で真に必要な支援策を講じるとともに、将来にわたり誰もが安心して投票できる環境を整備・持続していくことを切望し、ここに提言する。